

国土交通省推奨 宅建士の最高峰 宅建マイスターを目指す

従業者教育体系の最高位

宅建マイスター

宅地建物取引士

宅建アソシエイト

この度当センターでは、業法改正に伴う従業者教育体系の整備を行い、教育体系の再構築を行いました。宅建士を目指す方の能力証明となる「宅建アソシエイト」制度を、業界団体との連携により創設し、さらに、宅建士取得後に目指す頂点となる資格を当センター実施の「宅建マイスター」としました。「宅建マイスター」は、不動産仲介業者の皆様にとって、今後なくてはならない資格となるに違いありません。ぜひ、認定試験へのチャレンジをご検討ください。

第3回 宅建マイスター認定試験

試験日

8/29(水)

試験日時	2018年8月29日(水) 10:30~12:00
受験申込期間	2018年6月13日(水)~8月16日(木) 15:00
会場	東京会場 AP市ヶ谷(予定) 大阪会場 全日大阪会館(予定)
受験料	12,000円(税込) <small>受験者全員にテキスト「宅建マイスターガイドンス2017/2018」を事前にお送りします。</small>
受験資格	●現在、宅建業に従事している方の内、以下の要件のいずれかを満たしている方で、試験当日、有効な宅地建物取引士証を提示できること。 ①宅地建物取引士証取得後、5年以上の実務経験を有していること。 ②実務経験は5年未満だが、当センターが実施する「不動産流通実務検定“スコア”」で600点以上を得点していること。
試験内容	【記述式試験】売買契約、重要事項説明 今回より記述形式のみになります。
合格発表	2018年9月28日(金)(予定)

お申し込み・詳細は当センターWebサイトから

宅建マイスター

検索

宅建マイスターを目指す

宅建マイスターとは

「宅地建物取引のエキスパート」として、取引に内在するリスクを予見し、緻密かつ丁寧な調査を行い、それを重説・契約書に反映し、安心な取引を成立させる能力を有する、いわば「上級宅建士」として、一般消費者の高い信頼を得られる称号です。

業界内での位置付け

当センターは2014年、「宅地建物取引のエキスパート」を「宅建マイスター」として認定する制度を創設しました。その後、業法改正に伴い更なる充実が求められる従業者教育制度の頂点となる資格として「宅建マイスター」認定制度を再整備し、2017年8月より試験制度に移行させました。

現在、500名を超える方々が「宅建マイスター」として認定されています。



試験に向けての学習方法

宅建マイスター集中講座(1日)

1日集中で効率的に。実戦的理解を中心に。

「第2回宅建マイスター認定試験」や「不動産流通実務検定“スコア”」の過去問題を題材にした講義と受講者同士でディスカッションしながらリスクや特約特記を考える過程を通して、宅建マイスターに必要とされる能力とは何かを理解し、宅建マイスター認定試験のレベル感や出題形式を把握します。

日時	実施場所	会場
7/18(水) 9:30~17:00	東京	AP市ヶ谷 (東京都千代田区五番町1-10 市ヶ谷大郷ビル) [アクセス] JR線・有楽町線・南北線・都営新宿線「市ヶ谷駅」より徒歩1分
8/9(木) 9:30~17:00	大阪	エル・おおさか (大阪府立労働センター) (大阪府大阪市中央区北浜東3-14) [アクセス] 京阪・地下鉄谷町線「天満橋駅」より西へ300m ほか
8/28(火) 9:30~17:00	東京	AP市ヶ谷 (東京都千代田区五番町1-10 市ヶ谷大郷ビル) [アクセス] JR線・有楽町線・南北線・都営新宿線「市ヶ谷駅」より徒歩1分

受講料(教材費込): 12,000円(税込)

受講要件: なし 申込開始: 6月13日(水) ※定員になり次第締切

講師 松田 弘 松田・水沼総合法律事務所・弁護士 北澤秀樹 北澤不動産コンサルティング・不動産鑑定士

教材のご紹介

※認定試験・集中講座・養成講座をお申込みの方には、本書をテキストとして事前にお送りする予定ですので、ご購入の必要はございません。

「宅建マイスター ガイダンス2017/2018」

宅建マイスターに求められる能力・資質などの指針となる本書は、設定事例をもとに、取引に内在するリスクを予見し、的確に調査した上で、安心して安全な取引を成立させる具体的なアプローチ方法を身につけることの手助けとなる一冊です。



価格: 1,000円(税込)

第2回試験実施結果

- 試験日時: 2018年2月16日(金) 16:00~17:30 ●試験地: 東京・永田町
- 試験内容: 【択一式試験】四肢択一(売買契約、重要事項説明、CS・コンプライアンス) 【記述式試験】売買契約、重要事項説明
- 受験者数: 165名 ●合格者数: 78名 ●合格率: 47.3%

求められる能力

リスクの可能性を明らかにする能力

表面化していないリスクを予見する視点を持ち、論理的思考でリスクの可能性を想定し明らかにする。

緻密かつ丁寧な調査を行う能力

予見したリスクに関して、将来トラブルにつながる可能性がどの程度あるのか、丹念な調査を行いその影響等を明らかにする。加えてトラブルの対応策、解決策等についても調査を行う。

顧客の納得を得る説明能力

調査結果とリスクの可能性を顧客（売主・買主）にわかりやすく説明し、トラブルが発生した場合の対処法を提示。顧客の納得を得た上で、合意事項・容認事項を取りまとめ、取引を成立に導く。

このように、契約成立を優先するのではなく、安全な取引による顧客の満足を最優先できるのが宅建マイスターです。

宅建マイスター養成講座（連続3日間）

3日間でじっくり。マイスターの基本姿勢から実戦ディスカッションまで。

日時	実施場所	会場
7/24(火)・25(水)・26(木) 各日 9:30~17:30	大阪	AP大阪梅田東 (大阪府大阪市北区堂山町3-3日本生命梅田ビル5F) [アクセス] JR「大阪駅」御堂筋南口より徒歩約9分/ 地下鉄谷町線「東梅田駅」より徒歩4分
8/7(火)・8(水)・9(木) 各日 9:30~17:30	東京	AP市ヶ谷 (東京都千代田区五番町1-10 市ヶ谷大郷ビル) [アクセス] JR線・有楽町線・南北線・都営新宿線「市ヶ谷駅」より徒歩1分

受講料(教材費込): 30,000円(税込)

受講要件: なし 申込開始: 6月13日(水) ※定員になり次第締切

①日目

取引の安全確保編

取引の視点から、不動産紛争の予防と解決に長けた弁護士と質疑応答を重ね、リスクを予見する考え方を発見し、身に付ける糸口とします。

講師

吉田修平

吉田修平法律事務所・弁護士

井手慶祐

シティユーワ法律事務所・弁護士

②日目

重要事項説明編

調査の面から、数多くの不動産トラブル相談に対処してきた弁護士と経験豊富な実務家が解説します。

講師

松田 弘

松田・水沼総合法律事務所・弁護士

妹尾和江

リジュネビルド株式会社代表取締役

③日目

応用編

地盤を知ることはもはや必須事項。建築士が解説します。午後は、実戦的な事例を題材に、講師や受講者同士の質疑を重ねながら、ポイントを押さえます。

講師

中谷龍海

アーキテン一級建築士事務所・一級建築士

藤崎一弘

株式会社FKプランニング代表
1級FP技能士、既存住宅現況調査技術者

合格には集中講座・養成講座が近道!

講座を受講した方の認定試験合格率は、受験者全体の合格率と比較して高くなっています。

第2回宅建マイスター
認定試験合格率
(2018年2月)

55.8%

2018年2月
養成講座
3日間受講者

50.0%

2018年2月
集中講座
1日受講者

33.9%

試験のみ受験者

宅建マイスター認定後の制度

宅建マイスターメンバーズクラブ

宅建マイスターに認定されると、「宅建マイスターメンバーズクラブ」に登録され、メンバー専用サイトをご利用いただけます。サイトでは、メンバーの皆様限定でニュース配信やいわゆる上級宅建士としてのブラッシュアップに役立つメニューを発信しています。



厳選相談事例

売買	賃貸
2017.09.29 重要事項 1709-0-0033 取引の安全性確保確保標準型賃貸借の住宅専用マンションで、居室の一部を居住以外の用途で使用すること。絶対に受けないか。 重要事項	2017.09.29 重要事項 1709-0-0031 取引の安全性確保標準型賃貸借の住宅専用マンションで、居室の一部を居住以外の用途で使用すること。絶対に受けないか。 重要事項
2017.08.30 重要事項 1708-0-0032 取引の安全性確保標準型賃貸借の住宅専用マンションで、居室の一部を居住以外の用途で使用すること。絶対に受けないか。 重要事項	2017.08.30 重要事項 1708-0-0030 取引の安全性確保標準型賃貸借の住宅専用マンションで、居室の一部を居住以外の用途で使用すること。絶対に受けないか。 重要事項
2017.07.28 重要事項 1707-0-0031 取引の安全性確保標準型賃貸借の住宅専用マンションで、居室の一部を居住以外の用途で使用すること。絶対に受けないか。 重要事項	2017.07.28 重要事項 1707-0-0029 取引の安全性確保標準型賃貸借の住宅専用マンションで、居室の一部を居住以外の用途で使用すること。絶対に受けないか。 重要事項

特記事項・特約ライブラリー

重要事項 1709-0-0033
特約事項記載例/検査済証の交付を受けていない物件

2017.08.29

想定ケース
銀行業者が、検査済証の交付を受けていない物件の紹介をしたことになった。

検査済証の交付を受けていない物件の取扱い上の注意点
建築基準法において、建築主は工事完了後に建築主事または指定確認審査機関にも完了しなければならない(建築基準法第76条)。
しかしながら、検査済証の交付を受けていない建物も多く、主権機関の融資の可否を判断する検査済証のない建物の流通促進や利便性を図りたいところである。念のため、念のため念のため、また、検査済証の交付を受けたが紛争したケースも考えられるため、特約事項の台帳で記録し、利用した場合、各種記載事項を記入してくれる自治体もある。

月刊マイスターニュース

Master Members Club
宅建マイスターメンバーズクラブ

『月刊 マイスターニュース』
(平成29年10月)

<最新の動き・行政情報>

○国土省、賃貸取引に係る1丁重課の本格運用を開始 [9/8]
10月1日より賃貸取引に係る1丁重課の本格運用を開始。賃貸取引に係る1丁重課を対面による重要事項説明と同様に取り扱う旨を「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」に追加するとともに、「宅地建物取引業者が適正かつ円滑に1丁重課を実施するためのマニュアル」を策定。
【資料】 国土省 公表資料
http://www.mlr.go.jp/report/press/tokkenanajo16_20_000155.html

○国土省、住宅宿泊事業法施行令案・施行規則案に関するパブリックコメント [9/21]
施行令案は、住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の基準など、施行規則案は、住宅宿泊事業・住宅宿泊管理業・住宅宿泊仲介業に関する省令事項など。
【資料】 国土省 公表資料
<http://search.go.jp/search/Default.aspx?CLASSNAME=PCMMSTQETA&id=6652017044&Mode=0>

○国土省、改正住宅サービスネット法施行期日政令等 [9/5]
改正住宅サービスネット法の施行期日を10月25日とするなど。
【資料】 国土省 公表資料

研修・イベント



メンバー限定の勉強会・イベントを開催!



懇親会での名刺交換の様子

更新制度について

資格の有効期限は5年間です。有効期限後の4~5月中旬までに更新の手続きを行っていただきます(更新手数料15,000円)。

「宅建マイスター・フェロー」へのステージアップ

宅建マイスターに認定され3年以上が経過し、論文提出などの要件を満たした方は、「宅建マイスター・フェロー」に認定されます。フェローに認定された方は、懇親会への無料招待、研究論文やレポートのWeb掲載などの特典があるほか、ステータスの証「宅建マイスター・フェロー」バッジを提供いたします。



詳細はWebサイトをご覧ください。

<https://www.retpc.jp/>